# 仕　様　書

| 件　名 | 郡山駐屯地生活隊舎<br>Wi-Fi 環境整備役務 | 仕様書番号 | 作成年月日 |
|---|---|---|---|
| | | 厚８－８ | 令和8年7月1日 |
| 履行<br>期限 | 令和8年12月15日 | 作成担当者 | 郡山駐屯地業務隊<br>厚生科厚生班 |

調達要求番号：6NQ81AE0013

1　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊郡山駐屯地において実施する「郡山駐屯地生活隊舎Wi-Fi環境整備役務」について必要な事項を記載する。

2　一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、関係法令を遵守のうえ、請負者が規定する仕様及び社内規定並びに商慣習によるものとする。

3　役務に関する要求

3.1　役務の実施場所

福島県郡山市大槻町長右ェ門林１　陸上自衛隊郡山駐屯地内7,8,9,10号隊舎

別紙第１「郡山駐屯地」

別紙第２「7,8,9,10号隊舎」

3.2　役務の概要

a)　役務内容

郡山駐屯地生活隊舎（４棟）における無線LAN「Wi-Fi」環境の整備を行う。

b)　通信機器：光回線契約（初期設置含む）に基づいた機器の設置

1)　ルータ：ｱﾗｲﾄﾞﾃﾚｼｽAT-ARX200S-GTX同等品以上（買取設置）　１式

2)　電源ケーブル、電源コンセント、ラックマウントキット　１式

3)　光アクセスケーブル、LANケーブル、Rj45コネクタ　１式

4)　アクセスポイント装置ｱﾗｲﾄﾞﾃﾚｼｽAT-TQ1402同等品以上　１式

5)　Ｈｕｂ収容盤、その他モール資材・雑材消耗品等　１式

c)　発注者指定の固有のＳＳＩＤ及びパスワードを設定すること。

（利用者が、これらを入力・認証した後にインターネットに接続できる仕様とすること。）

d)　無線LAN接続された端末相互間の通信を禁止する設定（セパレータ機能等）をすること。

e)　PoE(Power over Ethernet)給電スイッチを使用し、LANケーブル経由で給電すること。

f)　無線LANコントローラー機能により、各アクセスポイントを一元管理できるように構成すること。

g)　ルータ及びONUの設置場所は、（別紙第２参照）とする。

h)　アクセスポイント装置の設置場所は、（別紙第２参照）とする。

i)　回線数及びアクセスポイント設置台数

| 番号 | 隊舎名 | 光回線終端装置（ONU）位置 | 収容盤 | ルータ | POE<br>スイッチ | ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ<br>設置階 | ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ<br>設置台数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ７号隊舎 | １階 | THD16-6565<br>２台<br>THD25-6565<br>１台 | 1 | 16ﾎﾟｰﾄ<br>３台 | １階 | 2台 |
| | | | | | | ２階 | 2台 |
| | | | | | | ３階 | 2台 |
| | | | | | | ４階 | 2台 |
| | | | | | | ５階 | 2台 |
| 2 | ８号隊舎 | １階 | THD16-6565<br>２台<br>THD25-6565<br>１台 | 1 | 16ﾎﾟｰﾄ<br>２台 | ３階 | 2台 |
| | | | | | | ４階 | 2台 |
| | | | | | | ５階 | 2台 |
| 3 | ９号隊舎 | １階 | THD16-6565<br>１台<br>THD25-6565<br>１台 | 1 | 16ﾎﾟｰﾄ<br>２台 | １階 | 2台 |
| | | | | | | ２階 | 2台 |
| | | | | | | ３階 | 2台 |
| | | | | | | ４階 | 2台 |
| 4 | １０号隊舎 | １階 | THD25-6565<br>１台 | 1 | 16ﾎﾟｰﾄ<br>１台 | １階 | 1台 |
| | | | | | | ２階 | 2台 |
| | 合計 | | | 4 | 8 | | 27台 |

j)　安全かつ安定した設置場所を確保するとともに、景観にも配慮すること。

k)　設置場所の環境に応じ、有効伝送距離、電波干渉の対応も配慮すること。

4　品質保証

4.1　完成検査

監督及び検査は、契約担当官が定める要領に従い、監督官立会の上、機能検査を実施して判定する。

4.2　保　証

完成検査完了後、設置機器に故障が生じた場合は、その都度協議し改善するものとする。

5　　セキュリティ

政府機関等の対策基準策定ガイドライン（令和６年７月２４日内閣サイバーセキュリティセンター）に基づき必要な対策をすること。

6　　その他の指示

6.1　　必要器資材の調達及び回収、撤去、清掃

a)　本役務実施に必要な車両及び器材並びに、油脂類、ウエス等の消耗品は請負者側の負担とする。

b)　本役務において発生した廃棄物等は、請負者側で回収、撤去、清掃を行い、施設内に残置しないこと。

c)　本役務に必要な電力、水道は契約者側が保有するものを使用することができる。

6.2　　厳守事項

a)　本役務実施にあたり業務責任者を定め、法に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、法令の規定を遵守して作業を行うこと。

b)　業務責任者は、役務中は常駐するものとし、適切な現場の運営取締りを行う。

c)　本役務履行に直接関係ない場所への立ち入りを禁止する。

d)　指定場所以外での喫煙を禁止し、防災には万全を期すること。

e)　本役務の履行期間は、契約締結の日から令和８年１２月１５日までとする。

f)　１日の業務時間は８時１５分から１７時までとし、その時間を超える場合は監督官に申し出て、その指示に従うものとする。

6.3　　事故防止

請負業者は、業務の実施に当たっては、諸法令、法規を遵守し事故の防止に万全の注意を払うこと。万一、次の各項の事項が生じたときは、請負者側の責任において処理すること。

a)　敷地内外構、通路、植栽、建物及び付随する設備等の損壊に対する事故

b)　設置に使用する検査機材等に対する事故

c)　その他請負者側の管理責任に基づく事故

d)　本役務は本仕様書により実施するものとし、特に指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。

6.4　　完成図書の作成及び提出

設置後の機器の写真（アクセスポイントは除く）を一覧にして提出すること。また、ネットワーク設計、IPアドレス表、ﾎﾟｰﾄ収容表などを提出すること。ネットワーク設計についてはネットワークとの構成図、通信機器（ONU、Hub等の装置、アクセスポイント等）の各種設計や構成図、アクセスポイント毎のWi-Fi電波の利用可能範囲（電波強度（ｄBm））を必ず記すこと。

なお、完成図（様式随意）は納期までに提出するものとする。

6.5　　疑　義

本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官の指示を受け、監督官と協議をするものとする。

7　お問い合わせ先

a)　住　所

〒９６３－０２０１

福島県郡山市大槻町長右エ門林１

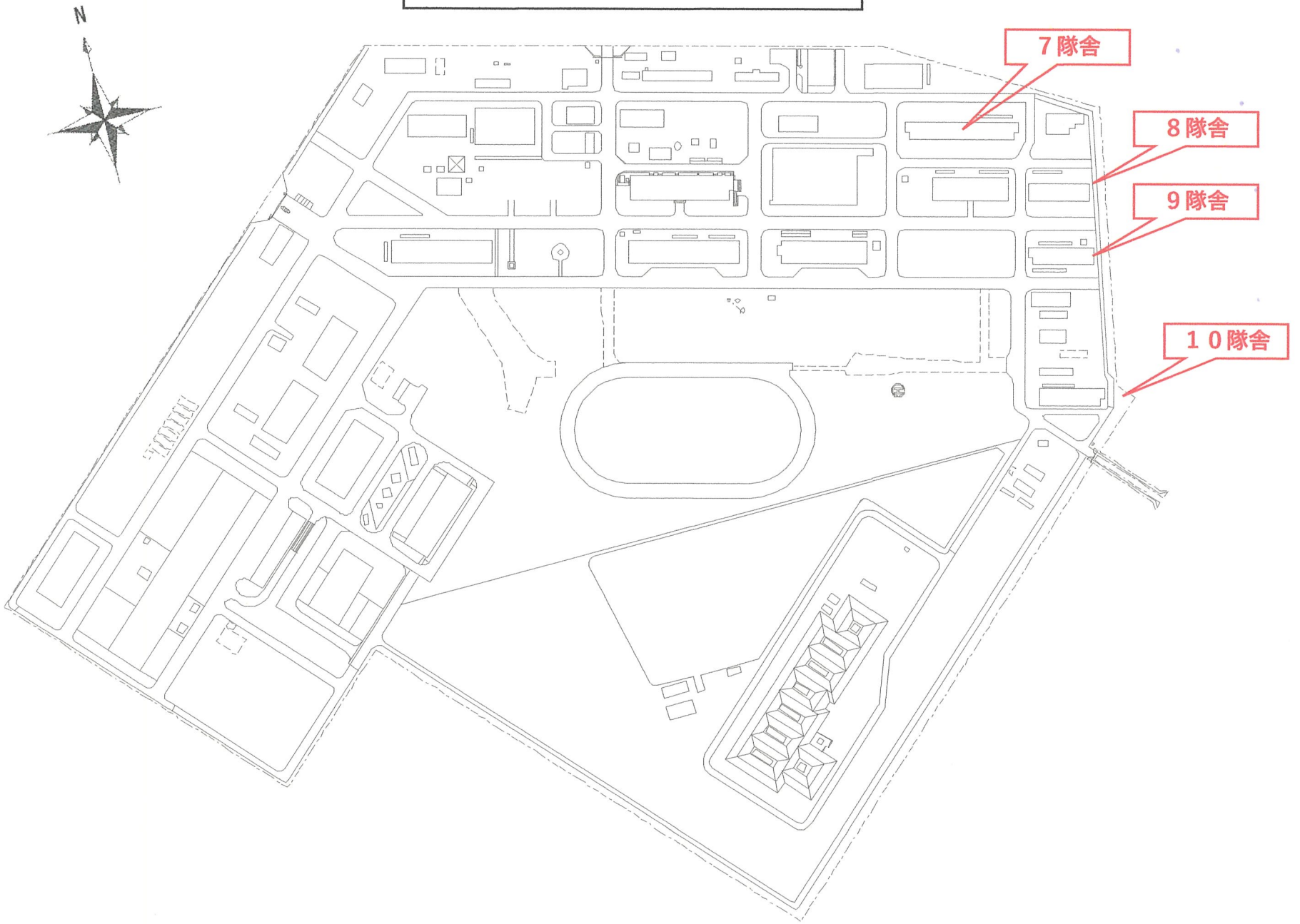
陸上自衛隊郡山駐屯地業務隊　厚生科厚生班（郡山駐屯地厚生センター２階）

b)　連絡先

電　話　０２４－９５１－０２２５（内線５９７）

別紙第１

# 郡山駐屯地



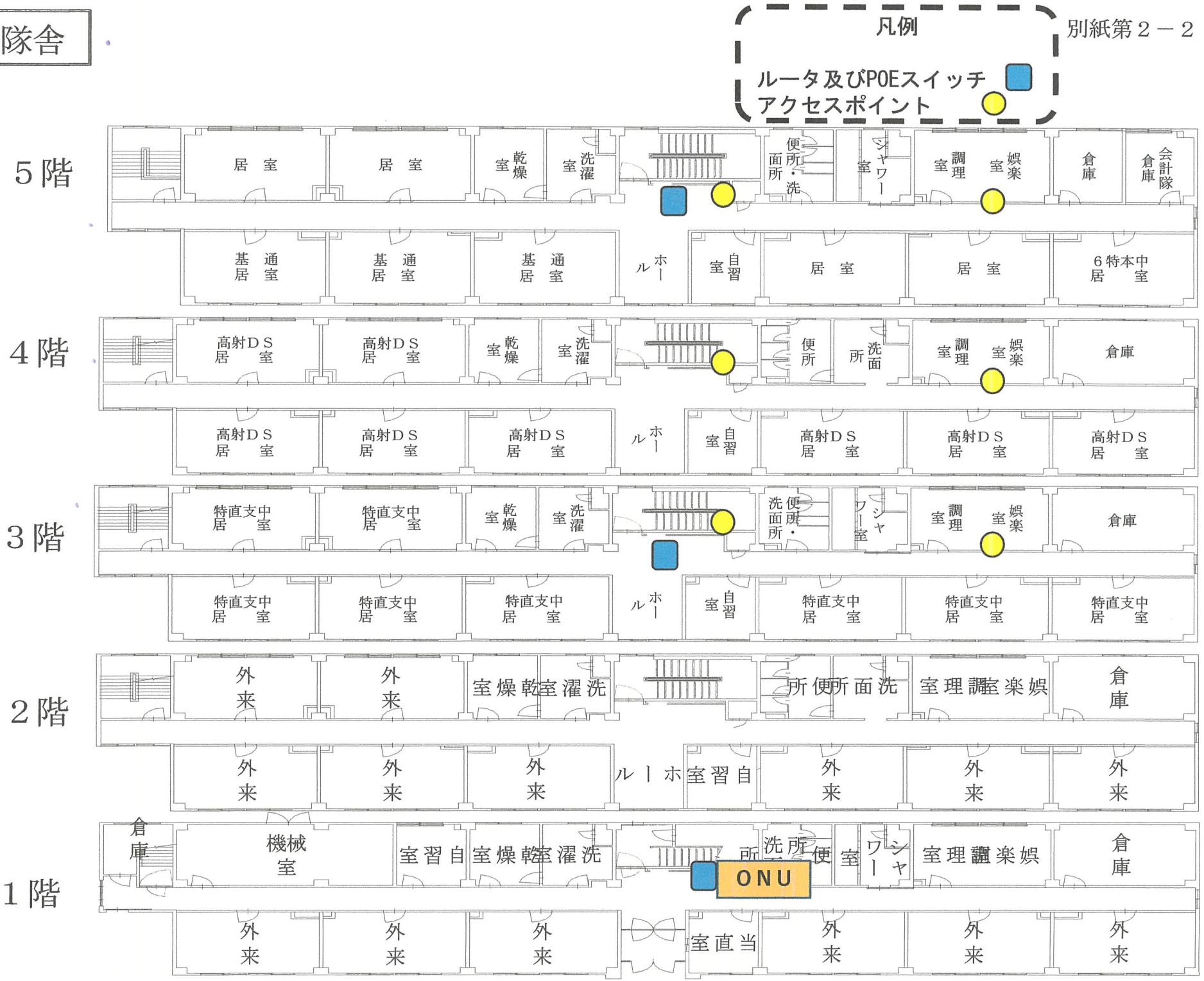
# 第７隊舎

別紙第２－１


凡例
ルータ及びPOEスイッチ
アクセスポイント
５階
４階
３階
２階
１階
３大本管居室
３大６中居室
３大５中居室
１大本管居室
１大２中居室
１大１中居室
倉庫
娯楽室
調理室
洗面所
便所
ホール
自習室
シャワー室
洗濯室
乾燥室
談話室
当直室
機械室
消火ポンプ室
ONU

# 第８隊舎

別紙第２－２



# 第９隊舎

別紙第２－３


凡例
ルータ及びPOEスイッチ
アクセスポイント
４階
新教居室
外来居室
乾燥室
洗濯室
所便
洗面所
調理室
娯楽室
私物庫
特科D居S室
6高居室
ホール
当直室
３階
便所
洗面所
シャワー室
倉庫
２階
１階
機械室
消火ポンプ室
ONU

# 第１０隊舎

別紙第２－４


凡例
ルータ及びPOEスイッチ
アクセスポイント
２階
外来
自習室
裁縫室
娯楽室
便所
洗面所
洗濯室
乾燥室
調理室
幹部外来
３大隊居室
３大隊居室
３大隊居室
３大隊居室
３大隊居室
居室
確認が未実施のため
変更の可能性あり
１階
１大隊居室
居室
トレーニングルーム
私物庫
ONU
便所
洗面所
消火ポンプ室
機械室
１大隊居室
居室
１大隊居室
玄関
当直室
１大隊居室
シャワー室
脱衣室
浴場